

令和元年度 基本評価調書

施策名	消費生活の安定と向上の推進	所管部局	環境生活部	作成責任者	環境生活部長 築地原 康志	施策コード	03 - 07
		照会先	消費者安全課 消費者安全G 内線24-521	関係課	消費者安全課		

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)

【総合計画等の位置づけ】

政策体系	大項目(分野)		中項目(政策の柱)		小項目(政策の方向性)		総合計画の指標	
	1	生活・安心	(5)	道民生活の安全の確保と安心の向上	A	道民の命とくらしを守る安全・安心な社会づくり	消費者被害防止地域ネットワーク組織数	
北海道創生総合戦略	A2542		北海道	強靱化計画			知事公約	C0094
特定分野別計画等	第2次北海道消費生活基本計画							

1 目標等の設定

現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 高度情報通信社会や高齢化の進展とともに人口減少問題が相まって、消費者問題がより多様化・複雑化するとともに、食品の不適切表示や、販売方法の悪質化・巧妙化などによる様々な消費者被害が依然として後を絶たない状況にある。 こうした消費者問題に対処するため、全道で適切かつ迅速に対応できる相談体制の維持強化はもとより、各種広報媒体による普及啓発活動や消費者被害防止地域ネットワークの取組などによる消費者被害の救済や未然・拡大防止、食品表示法などの関係法令等に基づく監視・指導による食品の適正な表示や、公正な消費者取引の確保とともに、消費生活に関する知識の習得や体験等ができる教育機会の充実による消費者の自立支援を図る必要がある。 	施策目標	<ul style="list-style-type: none"> 消費者被害の発生や拡大を防止するため、地域レベルで行政や関係機関等と連携した消費者被害防止ネットワークによる取組を上げるとともに、効果的な消費者教育を推進する。 消費者からの苦情相談処理等を通じた消費者被害の防止・救済、特定商取引法や食品表示法、消費生活条例など関係法令に基づく指導等により、消費生活の安定と向上を図る。
-------	--	------	---

施策の推進体制 (役割・取組等)	政策体系	役割等	政策体系	役割等	施策の予算額	
	1(5)A	【消費者被害の救済や未然・拡大防止】 〔道〕①条例の整備、②基本計画の策定・推進管理、③道立消費生活センターの設置・運営、④消費生活相談等への対応、⑤消費者苦情の解決、被害の救済など 〔国〕関係法令・ガイドライン等の整備、消費者問題に関する基本的な政策の企画・立案、国民生活センターによる消費生活センター等への支援など 〔関係府省〕内閣府(消費者庁)、厚生労働省、農林水産省、経済産業省等 〔市町村〕政令市を含め、消費生活相談等への対応や消費者苦情の解決、被害の救済など 〔民間〕消費者団体はそれぞれの設立目的に応じた消費生活の安定及び向上を図るための自主的な活動の実施	【公正な消費者取引の確保】 〔道〕①特定商取引法などの関係法令などに基づく行政処分や勧告・指導等、②食品表示法や景品表示法などに基づく表示の適正化、③消費生活モニターの配置や食料品・家庭燃料の安定供給など価格安定対策、④消費者事故情報等の収集・共有・周知など 〔国〕①関係法令・ガイドライン等の整備等、②消費者事故等の情報収集及び発生・拡大防止、③特定商取引法などの関係法令に基づく行政処分等 〔市町村〕札幌市を含め、消費者事故情報等の必要な情報の収集及び住民への提供など	1(5)A		H29
1(5)A					H30	398,377
1(5)A				【消費者の自立支援】 〔道〕消費者教育や広報啓発活動の推進、消費者団体の自主的活動促進に向けた連携・支援など 〔国〕関係法令・基本方針等の整備、地方支援等		R1

今年度の取組	政策体系	今年度の取組	政策体系	今年度の取組
	1(5)A	<p>【消費者被害の救済や未然・拡大防止】</p> <p>○専門化・高度化する苦情相談処理への対応など道民が安心して消費生活相談が受けられるよう、地方消費者行政担い手育成事業等の実施や、道センターにおける市町村相談員等への助言などを通じて苦情相談処理体制の充実を図るとともに、市町村における消費生活相談体制の維持強化等を図る取組を支援する。</p> <p>○多様化する消費者の苦情相談を処理するほか、消費者被害の未然防止を図るため、国や国民生活センター、各市町村の消費生活センターなどとも連携し、消費者事故情報等の収集・共有及び道民に消費者被害の防止や製品事故に関する注意喚起の情報を広く周知していく。</p> <p>○民法改正に伴う、2022年4月の成年年齢引き下げを見据えて、消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」等の啓発資料を活用し、道センター等を通じて、学校訪問講座を中学・高校生を重点的に、よりわかりやすい内容で開催するなど、若年者向け消費者教育・啓発の取組の充実を図る。</p> <p>◎高齢者等の消費者被害の未然防止等の取組を一層推進するため、地域ネットワーク設置促進事業により実効性のある消費者被害防止地域ネットワークの設置を促進するとともに、消費者行政メーリングリストやホームページ等を活用した注意喚起情報の発信などにより消費者の安全の確保を図る。</p>	1(5)A	<p>【公正な消費者取引の確保】</p> <p>○事業者等を対象とした「景品表示法ホットライン」による相談対応や「食の安全・安心セミナー」による食品表示制度等の普及啓発、「食品表示110番」による違反情報受付やホテル等のメニュー表示の調査に取り組む。</p> <p>○景品表示法や食品表示法に基づき事業者に対し、過大な景品類や不当表示の監視・指導を行うとともに、特定商取引法や消費生活条例等の法令に基づき不当な取引について行政処分や勧告・指導等を行うなど、関係法令等の適切な運用を図ることにより、公正な消費者取引の確保に努める。</p>
			1(5)A	<p>【消費者の自立支援】</p> <p>○道民が消費者市民社会の形成に参画することの重要性を理解し、関心を深めるため、職種や年齢ごとの消費者教育啓発セミナーを開催するなど、道民がどこに住んでいても生涯を通じて様々な場で消費者教育を受けることができる機会を提供していく。</p>

前年度付加意見への対応状況(平成31年3月末時点)

<意見区分： 施策目標の達成状況・事務事業の有効性>

	事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部局の対応(平成31年3月末時点)
施策 事務事業				

<事務事業評価 意見区分： 前年度評価結果への対応など>

	事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部局の対応(平成31年3月末時点)
事務事業				

Do & Check 施策評価

1-2 取組の結果

(1) 取組の実績と成果

政策体系	実績と成果等	関連する計画等			備考
		北海道 創生総合戦略	北海道 強靱化計画	知事公約	
1(5)A	<p>【消費者被害の救済や未然・拡大防止】</p> <p>○道センターに消費生活専門相談員((独法)国民生活センター認定)等の資格を有する相談員を12名配置し、30年度は6,188件(前年度比1.7%増加)の苦情相談に対応した。また、市町村相談員研修(H30受講者:595人)を開催したほか、市町村からの照会や問合せに対応するため設置している専用電話により、市町村における苦情相談処理への支援を行った(H30相談:455件)。</p> <p>○消費者を消費者事故から守り被害の拡大を防止するため、道センターや各総合振興局等にて収集した消費者事故情報等について、消費者安全法に基づき重大消費者事故等として11件(H30)、国に通知を行った。</p> <p>○消費者庁作成の高校生向け消費者教育教材「社会への扉」等の啓発資料を道内の高校に配布、教材としての活用を促すとともに、(一社)北海道消費者協会への委託により、学校訪問講座(H30 高等学校17校、中学校5校)及び教員サポートセミナー(H30 道内4カ所、計148名の教員参加)を実施した。</p> <p>◎地域における消費者被害の未然防止と消費者被害情報の円滑な伝達等の活動をする地域ネットワークの設立の働きかけを市町村等に対し行い、H31年4月1日現在で69地域となった。また、消費者トラブルに関する注意喚起や消費生活行政情報について、消費者行政メーリングリストにより249件(H30)の情報交換を行うとともに、道センターのホームページで周知(H30閲覧数:29,363)を図るなど、様々な情報周知等に取り組んだ。</p>	A2542		C0094	
1(5)A	<p>【公正な消費者取引の確保】</p> <p>○食品表示110番の専用電話により、食品表示に関する違反情報等を17件(H30)受け付け、必要に応じ食品表示法、景品表示法等関係法令に照らした調査等を行った。</p> <p>○食品表示法による指導・指示(H30指示0件、指導117件)、景品表示法による措置命令・注意(H30措置命令0件、指導15件)、消費生活条例及び特定商取引法に基づく指導・勧告・行政処分(H30業務停止命令1件、業務改善指示2件、勧告2件、条例に基づく公表4件、行政指導37件)、貸金業に係る苦情・相談等の受け付け(H30:189件)等を行い、公正な消費者取引の確保に努めた。</p>	A2542		C0094	
1(5)A	<p>【消費者の自立支援】</p> <p>○消費者教育の担い手の育成等に向けた対象別セミナーを開催(H30消費者教育サポートセミナー5回148人、学校訪問講座41回2,744人、消費者教育支援セミナー45人)した。</p> <p>○また、地域における消費者教育として各地域において幅広い年代層を対象にセミナーを開催(H30一般住民対象1,259人、高齢者若者対象484人)し、消費者の自立支援の取組を進めた。</p>	A2542		C0094	

(2) その他の取組の成果等

国等要望・提案状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者問題の多様化・複雑化が進む中、道民生活の安定を図るため、消費者からの苦情相談に適切に対応する消費生活相談窓口機能の維持・向上や高齢者等の見守り体制の構築、消費者教育の一層の充実など、地方消費者行政を強化するための継続的な財政的支援の要望を行った。(平成30年・令和元年7月) ・また、全国知事会議政策要望(農林・商工関係)において、消費生活相談体制の充実・強化のため、地方消費者行政強化交付金の所要額の総額確保や補助率のかさ上げとともに、地方消費者行政を安定的に推薦できるような観点から、長期的な支援を行うよう要望を行っているところ。(令和元年8月) 	<p>施策に関する道民ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者行政等について、あらゆるメディアを通して、市民に啓蒙していく必要があると思う。すべての市民がパソコンやスマホ等を所持しているわけではないので、例えば町内会の回覧物など、誰もが入手しやすい媒体で広報してほしい。 ・学校での消費者教育に力を入れてほしい。 ・もっと消費生活に関する研修会などを開催してほしい。 (何れも令和元年6月実施「消費生活モニターアンケート調査」に記載された「消費者行政等への意見」より) ・これらの意見を踏まえて、道立消費生活センターの指定管理者である(一社)北海道消費者協会への委託により、各種セミナーや学校訪問講座などを実施したほか、年に2回実施する特別相談の際などにマスコミへの取材勧奨を行い、新聞やテレビによる広報、普及啓発に努めた。 ・また、道内の私立中学校及び高等学校、私立大学及び短期大学への学校訪問講座を、新たにNPO法人消費者支援ネット北海道に委託し、学校での消費者教育の増強を図ったところ。
-----------	--	--------------------	--

令和元年度 基本評価調書

施策名	消費生活の安定と向上の推進	施策コード	03 - 07
-----	---------------	-------	---------

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1)	Do & Check 施策評価
--------------------------------	-----------------

2 連携の状況

2-2 連携の取組状況

(1) 施策間・部局間の連携

(1) 施策間・部局間の連携

政策体系	連携内容	連携先		取組の実績と成果
		施策コード	関係部・関係課	
-	保健福祉部及び農政部とともに消費生活安定会議幹事会食品安全部会を開催し、消費者などからの食品の安全性や品質等に関する通報を共有化し、一元的に管理するとともに、国等の関係機関と連携するなど、適切な措置を実施	0410	保健福祉部食品衛生課	毎月、消費生活安定会議幹事会食品安全部会を開催し、食の安全・安心に係る通報等の内容及びその対応状況に関する情報等の共有を行った。H30 通報等の件数:455件(国、都府県等の他機関からの通報等31件含む。)
		0601	農政部食品政策課、農産振興課	
-	北海道消費者被害防止ネットワークを活用し、高齢者や障がい者等の消費者被害の未然防止と早期発見に向けた具体的な取組事例や注意喚起情報を共有化	0406	保健福祉部高齢者保健福祉課 障がい者保健福祉課、地域福祉課	平成30年度は北海道消費者被害防止ネットワークニュースをホームページに6回掲載(メーリングリストにより市町村等の関係機関に周知)し、高齢者等に対するの悪質商法の一例を紹介するなど情報提供等を実施し、消費者被害の未然防止に努めた。また、平成31年1月17日開催のネットワーク会議では、各構成団体の活動内容を共有するとともに、消費者被害防止のための取組例を提示し、その有効な展開策について意見交換を行った。
-	多重債務問題を総合的に解決するため、北海道多重債務者対策協議会を通じ、関係機関等の緊密な連携のもと、円滑かつ効果的な多重債務者対策を協議	-	総務部学事課、税務課	国が毎年度9～12月に実施している「多重債務者相談強化キャンペーン」の開始時期に合わせ、平成30年度は11月19日に北海道多重債務者対策協議会を開催し、各関係機関への協力要請や情報提供を行うとともに、市町村への支援方策について意見交換を行った。
		-	保健福祉部国保医療課、地域福祉課、障がい者保健福祉課、子ども子育て支援課	
		-	建設部住宅課	

(2) 地域・民間との連携・協働

2-2 (2) 地域・民間との連携・協働

連携内容	連携先	取組の実績と成果
<p>道内の消費者保護施策に係る行政機関や関係団体等を構成員とするネットワークを組織し、消費者へ提供する情報や消費者教育・啓発などについて意見交換を行い、消費者被害の防止に一体となって取り組んでいる。</p>	<p>北海道市長会・町村会、国、町内会連合会、北海道高等学校長会・私立中学高等学校長会、北海道・札幌市福祉協議会、北海道弁護士連合会、北海道・札幌消費者協会など41機関</p>	<p>北海道消費者被害防止ネットワークニュースを6回発行し、高齢者に対しての悪質商法の一例を紹介するなど情報提供等を実施し、消費者被害の未然防止に努めた。また、平成31年1月17日に開催されたネットワーク会議では、各構成団体の活動内容を共有し、消費者被害防止のための取組の推進を図った。</p>
<p>国が定めた「消費者月間」(毎年5月)に、道民を対象にした街頭啓発などの啓発・情報提供に係る機関と連携して取り組んでいる。</p>	<p>道(道立消費生活センター)、札幌市(札幌市消費者センター)、北海道・札幌消費者協会、道警など</p>	<p>平成31年5月30日に札幌駅前通地下広場において、啓発パネル展をはじめ、北海道消費者被害防止ネットワークコーナー、相談コーナー、寸劇・悪質商法かるたコーナーなどの実施や、悪質商法や特殊詐欺などの注意喚起など、幅広く消費生活に関する情報を提供するとともに、被害防止に向けた取組の紹介などを行い消費者被害の未然防止を図った(来場者 約1,740人)。</p>

令和元年度 基本評価調書

施策名	消費生活の安定と向上の推進	施策コード	03 - 07
-----	---------------	-------	---------

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領 別紙様式1) | Do & Check 施策評価

3 成果指標の設定 (H:平成、R:令和、大文字は年度、小文字は暦年) 3-2 成果指標の達成度合

主① 指標名	目標の基準		今年度の目標		最終目標		達成度合	A	評価年度	R1	達成度合の分析 ほか
	基準年度	H26	年度	R1	最終年度	R7					
消費者被害防止地域ネットワーク組織数	基準値	52	目標値	62	最終目標値	74	年度	H30	R1	進捗率	消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業(H26～)の取組効果が現れている。
	根拠計画		政策体系	増減方向	達成率の算式		目標値	60	62	74	
〔指標の説明〕 地域における消費者被害の未然防止と消費者被害情報の円滑な伝達などを行う地域ネットワークの組織数	北海道総合計画 第2次北海道消費生活基本計画		1(5)A	増加	((実績値-基準値) / (目標値-基準値)) × 100		実績値	68	69	69	
							達成率	113.3%	111.3%	93.2%	

● 本施策に成果指標を設定できない理由	● 達成度合について					
	達成度合	A	B	C	D	-
		直近の成果指標の達成率	100%以上	90%以上 100%未満	80%以上 90%未満	80%未満

令和元年度 基本評価調書

施策名	消費生活の安定と向上の推進	施策コード	03	—	07
-----	---------------	-------	----	---	----

Plan (目標管理型行政運営システム実施要領別紙様式1)

4 事務事業の設定

整理番号	政策体系	事務事業名	事務事業概要	課・局室名	前年度からの繰越事業費(千円)	令和元年度					フルコスト(千円)
						事業費(千円)	執行体制				
							うち一般財源	本庁	出先機関	人工計	
0701	1(5)A	消費者行政推進事業費	「国の地方消費者行政強化交付金」を活用して市町村及び道が実施する消費者行政推進事業に関する業務	消費者安全課		233,825	0	1.0	1.1	2.1	250,562
0702	1(5)A	消費者行政活性化基金積立金	国が創設した「地方消費者行政活性化交付金」を原資とする「北海道消費者行政活性化基金」の管理に関する業務	消費者安全課		0	0	0.1	0.0	0.1	797
0703	1(5)A	消費生活センター管理運営費	道立消費生活センターの管理運営に関する業務(指定管理者に対する負担金等)	消費者安全課		141,903	141,903	0.2	0.0	0.2	143,497
0704	1(5)A	公正取引推進費	食品表示法及び景品表示法等の法令に基づく事業者への立入検査、指導、処分等に関する業務	消費者安全課		582	582	2.5	1.2	3.7	30,071
0705	1(5)A	金融広報事業費	金融に関する普及啓発や消費者教育に係る受託事業に関する業務	消費者安全課		1,007	0	0.1	0.0	0.1	1,804
0706	1(5)A	物価、消費生活モニター運営費	消費生活条例に基づく、価格安定対策、消費生活モニターによる商品の価格、需給動向調査等に関する業務	消費者安全課		6,845	6,845	0.2	1.0	1.2	16,409
0707	1(5)A	北海道消費者協会補助金	北海道消費者協会が実施する地域消費者運動リーダー養成講座の開催等各種事業に対する補助に関する業務	消費者安全課		12,706	12,706	0.2	0.0	0.2	14,300
0708	1(5)A	貸金業指導事業費	貸金業法に基づく貸金業者の登録及び指導に関する業務	消費者安全課		1,578	416	2.2	2.4	4.6	38,240
0709	1(5)A	消費者安全法、北海道消費生活条例等に関する事務	消費者安全法に関する国、市町村との連携、消費生活条例に基づく消費生活基本計画の策定、消費生活審議会及び消費者苦情処理委員会の開催、道立消費生活センターの管理・運営、消費生活協同組合法に基づく調査・指導に関する事務等	消費者安全課		0	0	5.0	0.5	5.5	43,835
0710	1(5)A	特定商取引法等に関する事務	特定商取引法、食品表示法、景品表示法、消費生活条例、割賦販売法に基づく事業者の指導・処分等、貸金業法等に基づく貸金業者の登録に関する事務等	消費者安全課		0	0	4.5	2.4	6.9	54,993
計					0	398,446	162,452	16.0	8.6	24.6	

令和元年度 基本評価調書

施策名	消費生活の安定と向上の推進	施策コード	03 - 07
-----	---------------	-------	---------

Do & Check 施策評価 一次政策評価結果(各部局等による評価)

5 一次政策評価結果と翌年度に向けた対応方針等

(1)成果指標の分析

政策体系	達成度合の集計					判定	成果指標の分析
	A 100%以上	B 90%以上 100%未満	C 80%以上 90%未満	D 80%未満	- 算定不可		
1(5)A	1					A・B指標のみ	<消費者被害防止ネットワーク組織数【A】> 平成26年度より実施している消費者被害防止地域ネットワーク設置促進事業により、未設置の地域に継続して働きかけなどを行い、着実に組織数を増加してきた。
						-	
						-	
						-	
						-	
						-	
計	1	0	0	0	0	A・B指標のみ	

(2)取組の分析

基準1 (施策の推進に当たり対応すべきもの)		対応している (○あり→対応している)	対応しているとする理由
1	計画した取組を着実に進め、かつ社会情勢や道民の要請等を踏まえた課題等に対応しているか	○	北海道消費生活条例に基づき策定した第2次北海道消費生活基本計画に掲げる各種施策の取組を実施するとともに、北海道消費生活審議会での委員からの意見等を踏まえ、今年度も、消費者教育の推進や地域消費者被害防止ネットワーク設置に向けた働きかけなどの取組を実施する。
基準2～4 (施策の推進に当たり取組が認められる)		取組がある (○あり→取組がある)	取組があるとする理由
2	施策の推進に当たり、国等に要望・提案を行い、実現に向けて進捗しているか	○	道内の消費生活関連施策に係る取組を強化するため、地方消費者行政強化交付金の使途拡充や活用期間の延長など継続的な財政支援の要望を国に対して実施している。また、適正表示対策の拡充について、法に基づく調査権限の拡充やガイドラインの充実などを国に対し継続して求めている。
3	道民からのニーズを的確に把握し、施策推進に役立っているか	○	消費生活関連施策の推進に向け、審議会等で幅広く意見を聴取するとともに、消費関係団体と意見交換を行うなどしてニーズの把握に努め、施策の推進に役立っている。
4	施策の推進に当たり、他の施策・部局との連携による成果を確認できるか	○	消費者被害の未然・拡大防止や食品の安全・安心の確保などの取組において、関係する施策間・部局間で連携して進めており、関係機関との情報共有化など取組成果が現れている。
	施策の推進に当たり、地域・民間との連携・協働による成果を確認できるか	○	消費生活関連施策に係る取組として消費者月間における市町村、消費者団体との連携による取組や、消費者団体や福祉関係団体、町内会連合会などの地域団体等との協働による北海道消費者被害防止ネットワークの会議開催、消費者教育・啓発活動の推進など、地域・民間との連携・協働による効果的な取組を進めている。
<p style="text-align: center;">判 定 (基準1が「○」で、かつ基準2～4のうち1つ以上に「○」がある→a、それ以外→b)</p>			a

(3)総合評価と対応方針等

成果指標の分析	取組の分析	総合評価
判定(計)	判定	
A・B指標のみ	a	

対応方針			関連する事務事業			関連する計画等		
対応方針番号	政策体系	内容	方向性	事務事業整理番号	事務事業名	北海道創生総合戦略	北海道強靱化計画	知事公約
①	1(5)A	道センター及び市町村等の苦情相談処理機能等の充実を図るため、国の交付金事業を活用し、多様化・複雑化する消費者の苦情相談に適切に対応するほか、高齢者等の消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、市町村等と連携・協力して地域全体で高齢者等を見守る消費者被害防止ネットワークの設置促進や取組内容を充実させるとともに、高齢者等を対象とした普及啓発活動を推進する。	改善(取組分析)	0701	消費者行政推進事業費	A2542	—	C0094
②	1(5)A	公正な消費者取引を確保するため、食品表示法、景品表示法、特定商取引法、消費生活条例などの法令に基づき、事業者に対して行政処分や指導等を行うなど、関係法令等の適切な運用を図る。	改善(取組分析)	0704 0709 0710	公正取引推進費、消費者安全法、北海道消費生活条例等に関する事務、特定商取引法等に関する事務	A2542	—	C0094
③	1(5)A	自立した消費者として消費行動が進められるよう生涯を通じて様々な場面で消費生活に関する知識などを身につけるための効果的な消費者教育等を受けられる機会の充実を図る。	改善(取組分析)	0701 0705	消費者行政推進事業費、金融広報事業費	A2542	—	C0094

前年度付加意見への対応状況(事務事業)

事務事業整理番号	事務事業名	前年度付加意見	各部署の対応(評価時点)

Action 施策・事務事業評価

7 評価結果の反映

(1) 一次評価結果への対応

対応方針 番号	対応	事務事業
①	<見直しを行った取組等> ・国の地方消費者行政強化交付金を活用し、次のとおり事業を展開する。 ・近年増加している「ネット通販」でのトラブルに対応するため、IT技術専門家から助言を受けるなど、知識の習得に努めるとともに、各種研修を通じ、市町村の相談体制の強化に資する。 ・消費者被害防止ネットワーク未設置地域を訪問、ネットワークに関する先駆的な取組などを情報提供し、設置する意義の浸透に努めて、設置に向けた働きかけを行うとともに、ネットワーク既設置で活動が低調となった市町村に対し、改めて活動の活性化を促す。 ・町内会や地域での学習会のほか、消費者被害防止ネットワークを活用し、高齢者や障害者など消費生活上の配慮を要する消費者の被害未然防止のための啓発活動を実施する。	改善:消費者行政推進事業
②	<見直しを行った取組等> ・国や市町村、消費生活センターや道警本部など、関係機関・団体との密接な連携のもと、関係法令に基づく監視、不当な事案に対する事業者への行政処分や勧告、指導等を実施していく。 ・新型コロナウイルス感染症の流行に便乗した悪質商法や、成人年齢の引き下げを見据えた、若年層を対象とした悪質商法への対応など、悪質事業者に対する、情勢変化に応じた効果的な監視・行政措置を実施する。	改善:公正取引推進費 改善:消費者安全法、北海道消費生活条例等に関する事務 改善:特定商取引法等に関する事務
③	<見直しを行った取組等> ・民法改正に伴う、2022年4月の成年年齢下げを見据えて、リーフレット「狙われる若者」に、近年普及してきているキャッシュレス決済における注意点について新たに記載するなどリニューアルし、これらの啓発資材を活用しつつ、道内の高等学校や大学への学校訪問講座実施数の増加を図るなど、若年者向けの消費者教育・啓発のさらなる充実を図る。	改善:消費者行政推進事業費 改善:金融広報事業費

(2) 二次評価結果への対応(付加意見への対応状況)

(3) 事務事業への反映状況

方向性	拡充	改善	縮小	統合	廃止	終了	合計
反映結果		5					5

次年度新規事業 (予定)
0

整理番号	事務事業名	一次政策評価における方向性(再掲)	次年度の方向性(反映結果)
0701	消費者行政推進事業費	改善	改善
0704	公正取引推進費	改善	改善
0705	金融広報事業費	改善	改善
0709	消費者安全法、北海道消費生活条例等に関する事務	改善	改善
0710	特定商取引法等に関する事務	改善	改善